

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、次のとおり相模川漁業協同組合連合会の遊漁規則の変更を認可した。

1 漁業権者の名称及び住所

相模川漁業協同組合連合会

神奈川県愛甲郡愛川町半原914-3

2 漁業権の免許番号

内共第1号、第2号

3 変更の内容

別紙のとおり

4 変更後の遊漁規則の施行の日

令和8年6月1日